

2022年1月11日

特例退職・任意継続被保険者の皆様へ

資格喪失事由の追加について（法改正）

2022年1月1日から、被保険者の資格喪失事由に「被保険者からの申出」が追加されます。

これにより「国民健康保険に切り替えたい」等の事由で被保険者資格を喪失（脱退）する旨を申し出された場合には、その申出が受付された日（健保に到着した日）の翌月1日に被保険者の資格が喪失（脱退）となります。

●資格喪失（脱退）の申出について

①脱退を希望される場合、「健康保険資格喪失申出書」（以下、申出書）を健保までご提出ください。

（2022年1月からの施行のため、2月以降の脱退から適用となります。）

※申出書は「[各種届出・申請用紙一覧](#)」からダウンロードが可能です。

<TT-9 健康保険資格喪失申出書（兼 保険料還付請求書）>（任意継続）

<TT-10 健康保険資格喪失申出書（兼 保険料還付請求書）>（特例退職）

②申出書は、脱退希望月の前月、月初～末日までに健保に到着するようご提出ください。

<申出書提出時期（例）>

・2022年3月1日に脱退したい場合

⇒2022年2月1日～28日に健保に到着するようにご提出ください。

③申出書が健保に到着後、原則として脱退申出の取消は認められません。

お問い合わせ先 パナソニック健保 保険業務部
フリーダイヤル 0120-878-863 （受付時間：平日9時～15時）

【ご協力ください】

お問合せ時に健康保険証の記号・番号をお知らせいただくとスムーズにご案内できます。